

一、 師資講習會聯合會の重大な事案に於て、三月十日、東京の同
 答を承るに、前出の一回大の師資講習會の開催を期すことと、その
 中、師資講習會の開催に必要なる支費並に旅費等、講習會の開催に
 十一 悉く並に概算を提出し、

- 一、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 二、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 三、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 四、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 五、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 六、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 七、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 八、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 九、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 十、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、
- 十一、 謝林隆師資講習會の大会費の概算を提出し、

門司港西師資講習會聯合會
 昭和十一年十一月十日
 門司港西師資講習會聯合會
 門司港西師資講習會聯合會

財團人謝林隆會福岡出張所

財團人謝林隆會福岡出張所

月二十八日迄の期限を附し強硬なる態度を以て一噸平均三十錢
 の一割五分値上を容認するや否や關係會社宛回答を求めたので
 ある。然るに大阪商船外敷社を除き何等回答がないので、三月
 一日更に沖仲仕及組合を代表して各社に督促するところあり、
 若し要求に應ぜざる時は各代理店に對する沖仲仕の供給を拒絶
 することを申合するに至つたのである。
 然るに門司港最大の運送業代理店たる三菱倉庫門司支店では本店
 との交渉の結果阪神地方が四月一日より賃金値上に決定したの
 で、之れと同様値上斷行をなすべく單獨で其の下請業者たる
 樋口組に通知をなしたので他の船會社及代理店等に於ても之れ
 に倣ひて四月一日より一齊に一割五分の値上を發表し解決せり